

(証券コード 5445)

平成29年6月6日

株 主 各 位

栃木県小山市横倉新田520番地

東京鐵鋼株式会社

代表取締役社長 吉原 每文

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 栃木県小山市横倉新田520番地
当社本社工場4階会場
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後6時までには到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、50頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成29年6月28日(水曜日)午後6時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyotekko.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、輸出や設備投資の増加などにより、緩やかな回復基調を維持したものの、力強さを欠く展開となりました。年度後半には、米国の政権交代に端を發する保護主義の風潮、朝鮮半島情勢の緊迫化など、先行きへの不透明感の強まる状況となりました。

当社の属する電炉小棒業界におきましては、鉄筋コンクリート造の需要低迷や人手不足による着工延期などから出荷量が前年を下回る中、年明け以降主原料である鉄スクラップ価格が急騰し、厳しい経営環境となりました。

このような中で、当社は主力のネジテツコン並びに関連商品の拡販に注力するとともに、コストダウンに取り組んでまいりました。

当期における連結売上高は、製品単価の下落により前年実績比62億3千3百万円(12.5%)減収の435億5千2百万円となりました。

利益面では、エネルギーコストの低減などがありましたが、主原料の鉄スクラップ価格の上昇による製品価格との値差の縮小があり、連結営業利益は前年実績比31億7千7百万円(87.5%)減益の4億5千4百万円、連結経常利益は前年実績比30億9千万円(86.5%)減益の4億8千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年実績比21億3千3百万円(85.5%)減益の3億6千2百万円となりました。

事業の部門別売上高

事業別	前年度	当年度
鉄鋼事業	49,219 百万円	43,027 百万円
その他	566	524
合計	49,786	43,552

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、棒鋼の品質向上および生産設備の維持補修を目的として、52億3千9百万円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後素材としての棒鋼に対する需要減少が見込まれる中、当社は単なる素材提供メーカーに止まることなく、エンジニアリング力を高め、高付加価値品を提供することで、他社との差別化を進め、事業基盤の強化を図る経営戦略を進めています。そのためにネジテツコン・継手の供給体制の確立、研究開発体制の整備、国内営業体制の強化、海外マーケットの開拓に経営資源を重点的に投入しております。

また、東北地区における環境リサイクル事業では、電気炉を頂点として、シュレツダー、炭化炉など一連の処理設備を備えており、廃自動車、廃家電、廃石綿などに加え、低濃度PCB処理という新たな品目の開拓に取り組み、環境リサイクル事業の拡大を図りたいと考えております。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 86 期 (平成26年 3 月期)	第 87 期 (平成27年 3 月期)	第 88 期 (平成28年 3 月期)	第 89 期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売上高 (百万円)	57,725	63,610	49,786	43,552
経常利益 (百万円)	1,675	4,203	3,572	482
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	729	2,469	2,496	362
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	16.16	53.41	53.91	7.81
総 資 産 (百万円)	48,630	51,421	50,186	53,692
純 資 産 (百万円)	32,990	35,762	37,394	37,539

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
		百万円	%	
1	ト ー テ ツ 興 運 株 式 会 社	50	100	貨物運搬、燃料の仕入販売、損害保険代理店業
2	ト ー テ ツ 産 業 株 式 会 社	50	100	棒鋼加工品の製造販売
3	東 京 鐵 鋼 土 木 株 式 会 社	100	100	棒鋼および棒鋼加工品等の販売
4	ト ー テ ツ メ ン テ ナ ンス 株 式 会 社	20	100	業務請負および設備等のメンテナンス
5	株 式 会 社 関 東 メ タ ル	80	75	原材料の集荷・販売
6	ト ー テ ツ 資 源 株 式 会 社	50	100	原材料の集荷・販売
7	ティ ー テ ィ ー ケ イ コ リ ア 株 式 会 社	91	100	製品の販売

(7) 主要な事業内容

事業	内容
鉄鋼事業	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売、産業廃棄物の処理
その他	貨物運送・設備等のメンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場

東京鐵鋼株式会社	東京本社	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島出張所	広島県広島市中区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
	東北営業所	宮城県仙台市青葉区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	本社工場	栃木県小山市
	総合加工センター	栃木県小山市
	八戸工場	青森県八戸市
トーテツ興運株式会社	本社	栃木県小山市
	八戸営業所	青森県八戸市
トーテツ産業株式会社	本社・工場	栃木県小山市
	栗宮事業所	栃木県小山市
東京鐵鋼土木株式会社	本社	東京都千代田区
トーテツメンテナンス株式会社	本社	栃木県小山市
株式会社関東メタル	本社	茨城県猿島郡境町
トーテツ資源株式会社	本社	青森県八戸市
	弘前営業所	青森県南津軽郡田舎館村
ティーティーケイ コリア株式会社	本社	韓国ソウル市

(注) 平成28年10月、東京鐵鋼株式会社において広島出張所を開設いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
672名	5名減

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
494名	15名減	37.5歳	12.6年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,110
株式会社日本政策投資銀行	588
三井住友信託銀行株式会社	557

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 46,674,900株（自己株式151,628株を除く）
 (2) 株 主 数 4,035名
 (3) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4,092,000	8.77
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	3,711,000	7.95
合 同 製 鐵 株 式 会 社	2,300,000	4.93
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,262,000	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,934,000	4.14
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,731,000	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,522,000	3.26
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,224,000	2.62
朝 日 工 業 株 式 会 社	930,000	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	799,000	1.71

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式(自己株式151,628株を除く)の総数に対する割合であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社グループ従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」を導入しております。本プランについては、連結注記表【追加情報】をご参照ください。

なお、当事業年度の末日において、持株会信託が所有する当社株式246,000株は(3)大株主日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に含まれており、本項における自己株式には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉原 毎文	取締役社長（代表取締役）	公益財団法人吉原育英会理事長
形田 猛	取締役会長	東北デーパー・スチール株式会社代表取締役社長
阿見 均	取締役・上席常務執行役員（中期経営計画、海外・開発担当）	
鶴見 長晴	取締役・上席常務執行役員（最高リスク管理責任者(CRO)、生産担当）	株式会社関東メタル代表取締役会長
櫻井 憲一	取締役・常務執行役員（環境リサイクル担当、環境リサイクル事業部長）	
松本 好	取締役・常務執行役員（営業、購買、周辺事業、OEM管理担当）	
石川 原毅	取締役・常務執行役員（人事、内部統制、内部監査担当）	
柴田 隆夫	取締役・上席執行役員（IR、総務・経理担当、総務・経理部長）	
深田 恭司	取締役（常勤監査等委員）	
澤田 和也	取締役（監査等委員）	馬場・澤田法律事務所 弁護士 株式会社アルフレックスジャパン社外監査役
園部 洋士	取締役（監査等委員）	林・園部法律事務所 代表弁護士 日本管理センター株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社レッグス 社外取締役 株式会社PALTEK 社外取締役 株式会社ケアサービス 社外監査役
高原 正彦	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 当社は、平成28年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い取締役澤田和也氏、常勤監査役深田恭司氏、監査役園部洋士氏、高原正彦氏の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任いたしました。
2. 平成28年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、太田高嗣氏および大橋茂信氏は任期満了により取締役を退任し、押見政勝氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）澤田和也氏、園部洋士氏および高原正彦氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）深田恭司氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の社内に精通した者が重要な会議等への出席や業務執行取締役・使用人等からの情報収集を十分に行うとともに、内部監査部門との円滑な連携を図ることで、監査等委員会全体としての監査・監督機能を一層強化するためであります。

5. 当社は、取締役（監査等委員）澤田和也氏、園部洋士氏および高原正彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役名、担当および職名
大 橋 茂 信	上席執行役員（開発部長）
田 中 能 成	上席執行役員（品質保証、関連会社担当、総合企画部長）
飯 塚 一 夫	執行役員（本社棒鋼事業部長）
鶴 見 敏 明	執行役員（トーテツ興運株式会社 代表取締役社長）
武 笠 達 也	執行役員（ネジ加工品事業部長）
佐々木文雄	執行役員（東京鐵鋼土木株式会社 代表取締役社長）
矢 島 茂 男	執行役員（トーテツ産業株式会社 代表取締役社長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、期待される役割を十分発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（監査等委員）深田恭司氏、澤田和也氏、園部洋士氏、高原正彦氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	支給額	摘 要
取締役 (監査等委員を除く)	11名	263,688千円	(うち社外取締役1名分) 1,800千円
取締役 (監査等委員)	4名	28,278千円	(うち社外取締役3名分) 14,400千円
監査役	4名	11,652千円	(うち社外監査役2名分) 2,400千円
合 計	15名	303,618千円	

- (注) 1. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した金額を含めております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員、支給額には、平成28年6月29日開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。なお、うち1名（社外取締役）は同日付けで、取締役（監査等委員）に就任しております。

4. 監査役の支給人員、支給額は、平成28年6月29日開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役4名（うち社外監査役2名）であります。なお、うち3名（社外監査役2名）は、同日付で取締役（監査等委員）に就任しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）澤田和也氏の兼職先である馬場・澤田法律事務所、株式会社アルフレックスジャパンと当社の間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）園部洋士氏の兼職先である林・園部法律事務所、日本管理センター株式会社、株式会社レッグス、株式会社PALTEK、株式会社ケアサービスと当社の間には、特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役／社外取締役（監査等委員） 澤 田 和 也 氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中、社外取締役として4回、社外取締役（監査等委員）として13回に、監査等委員会7回中社外取締役（監査等委員）として7回に出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜質問し意見を述べています。

- ・社外監査役／社外取締役（監査等委員） 園 部 洋 士 氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中、社外監査役として4回、社外取締役（監査等委員）として13回に、監査役会3回中社外監査役として3回に、監査等委員会7回中社外取締役（監査等委員）として7回に出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜質問し意見を述べています。

- ・社外監査役／社外取締役（監査等委員） 高 原 正 彦 氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中、社外監査役として3回、社外取締役（監査等委員）として13回に、監査役会3回中社外監査役として2回に、監査等委員会7回中社外取締役（監査等委員）として7回に出席し、銀行業務経験による専門知識と事業会社経営者としての豊富なビジネス経験に基づき、適宜質問し意見を述べています。

(注) 澤田和也氏の社外取締役としての活動、園部洋士氏、高原正彦氏の社外監査役としての活動は、監査等委員会設置会社への移行前の期間に係るものです。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

33百万円（消費税等別）

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33百万円（消費税等別）

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る報酬を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、監査等委員会設置会社への機関設計変更に伴い、平成28年6月29日開催の取締役会において一部改定を決議しております。

その内容は、以下のとおりです。

(内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (2) 当社の監査等委員会は「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」等に則り取締役の職務執行を監査する。
 - (3) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令及び定款の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (4) 当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの役職員全員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。
委員会の活動状況については、定期的にと取締役会に報告する。
 - (5) 当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社内部及び外部に通報窓口を設ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い保存・管理し、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのリスク管理体制を「リスクマネジメント規程」として定め、重要なリスクと認識する生産設備、安全、品質、環境の4つの領域をカバーする中央生産設備管理委員会、中央安全衛生管理委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
 - (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会に報告する。
 - (3) 緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行については「取締役執務規則」その他の社内規程に従い、それぞれの分担を明確にし、効率的に行われることを確保する。
 - (2) 取締役が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。
目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。
5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「グループ会社管理規程」に基づき子会社を統括する部門が経営管理、経営指導にあたりるとともに、子会社に取締役を派遣して業務の適正を確保する。
 - (2) 定期的にグループ会社営業報告会を開催し、各社の業務運営状況をチェックする。
 - (3) 当社内部監査担当部門は、各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を取締役に報告する。
 - (4) 「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、子会社も含めた当社グループの財務報告の信頼性を確保する。
 - (5) 子会社の取締役の職務の執行については、各子会社の社内規程に従うとともに、当社の経営管理部門又は関連する業務部門との連絡・連携を密にすることにより、当社子会社として行うべき業務の内容及び目標を明確にして、効率的に行われることを確保する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を必要とする場合には、適切な者を監査等委員会専属の補助使用人として選任する。

- (2) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
 - (3) 補助使用人はその業務を行うにつき当社の監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
7. 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループの役職員は、法令、定款違反または当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には直ちに当社の監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社グループの役職員は、当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社の監査等委員会に通報できる。
 - (3) 前二号の報告、通報をした当社グループの役職員に対し、報告、通報したことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - (2) 当社の監査等委員が職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当社では、当社グループについて、内部監査室による業務監査及び内部統制推進チームによる内部統制システムの整備・運用状況の監査を通じ、内部統制システム全般の評価及び改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部統制推進チームと会計監査人が、連携し、統制環境の整備・推進、統制活動のモニタリング等を実施しております。

② コンプライアンス

当社は、全取締役を構成員とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンス状況の把握・分析を行うとともに、適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上、法令違反の未然防止に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、重要なリスクを管理するために設置した、中央生産設備管理委員会、中央安全衛生委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を各年2回開催し、各分野におけるリスクの現状把握・分析を行い、必要な対策を講じております。

④ グループ会社管理体制

子会社の業務執行にあたっては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への承認申請・報告を実施させるとともに、当社取締役と子会社社長を構成員とするグループ会社営業報告会を年4回開催し、子会社の経営状況・課題を把握するとともに、必要な措置を講じております。

⑤ 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役12名（うち監査等委員4名）で構成（監査等委員会設置会社移行前は、社外取締役1名を含む取締役11名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席）され、原則毎月1回開催しています。業務執行状況のチェックの他、重要事項についての審議・決議を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。なお、監査等委員会設置会社への移行により、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することができるようになったことから、これに合わせて「取締役会規程」等を改定し、業務執行の決定の迅速化を図りました。

また、当社では、執行役員制度を導入しており、監督機能と業務執行機能を区分することにより取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会は、社外取締役3名を含む取締役（監査等委員）4名（監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名）で構成されており、原則毎月1回開催し、監査・監督に関する重要な事項について、協議・決議を行っております。

また、常勤監査等委員を含む複数名が経営会議等重要な会議へ出席する他、取締役・使用人からのヒアリング、稟議書等重要書類の閲覧を通じて、取締役の職務の執行の監査・監督を行うとともに、内部監査室や会計監査人との定期的な情報交換を通じて、グループ全体の監査の実効性の向上を図っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の1つとして位置付けており、利益配分につきましては、財務体質の強化並びに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり5円とさせていただきます。これにより既に実施しました中間配当金2円を含めました当期の年間配当金は、1株当たり7円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,183	流 動 負 債	9,471
現金及び預金	8,915	支払手形及び買掛金	4,518
受取手形及び売掛金	4,961	電子記録債務	116
商品及び製品	5,298	営業外電子記録債務	966
原材料及び貯蔵品	1,637	1年内償還予定の社債	120
繰延税金資産	301	1年内返済予定の長期借入金	516
その他	1,070	リース債務	103
貸倒引当金	△0	未払法人税等	114
固 定 資 産	31,508	賞与引当金	371
有形固定資産	28,174	役員賞与引当金	13
建物及び構築物	4,766	環境対策引当金	157
機械装置及び運搬具	11,067	その他	2,472
土地	10,497	固 定 負 債	6,681
リース資産	407	社 債	320
建設仮勘定	741	長期借入金	3,221
その他	694	リース債務	366
無形固定資産	105	再評価に係る繰延税金負債	516
投資その他の資産	3,228	環境対策引当金	324
投資有価証券	1,916	退職給付に係る負債	1,457
繰延税金資産	919	資産除去債務	70
その他	415	その他	404
貸倒引当金	△22	負 債 合 計	16,152
資 産 合 計	53,692	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	35,853
		資 本 金	5,839
		資 本 剰 余 金	1,851
		利 益 剰 余 金	28,327
		自 己 株 式	△166
		その他の包括利益累計額	1,640
		その他有価証券評価差額金	506
		土地再評価差額金	1,180
		為替換算調整勘定	10
		退職給付に係る調整累計額	△57
		非支配株主持分	46
		純 資 産 合 計	37,539
		負 債 純 資 産 合 計	53,692

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上									43,552
売上									36,598
販売費									6,954
営業									6,499
営業									454
受取								0	
受取								48	
受取								23	
受取								46	
受取								30	
受取								72	221
営業									
支取								38	
支取								126	
支取								1	
支取								21	
支取								6	194
経常									482
特別									
固定								1	
固定								22	24
特別									
固定								0	
固定								198	
減損								1	
投資								57	
その他								12	270
税金									236
法人								271	
過年								43	
法人								△441	△125
当期									361
非支配株主に帰属する当期純損失(△)									△0
親会社株主に帰属する当期純利益									362

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,839	1,851	28,432	△203	35,920
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△466		△466
親会社株主に帰属する 当期純利益			362		362
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				38	38
土地再評価差額金の取崩					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△104	36	△67
当 期 末 残 高	5,839	1,851	28,327	△166	35,853

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	293	1,180	15	△61	1,427	46	37,394
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△466
親会社株主に帰属する 当期純利益							362
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							38
土地再評価差額金の取崩							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	213	-	△4	4	213	△0	212
当期変動額合計	213	-	△4	4	213	△0	145
当 期 末 残 高	506	1,180	10	△57	1,640	46	37,539

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 トーテツ資源(株) トーテツメンテナンス(株)

トーテツ興運(株) トーテツ産業(株)

(株)関東メタル 東京鐵鋼土木(株)

ティーティーケイ コリア(株)

子会社はすべて連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

東北デーパー・スチール(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ティーティーケイ コリア(株)の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

②たな卸資産

製品、商品、原材料……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品……………主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物・構築物・車両運搬具・総合加工センター及び八戸事業所のシュレッダー工場の機械及び装置・工具、器具及び備品については定率法、その他の機械及び装置・工具、器具及び備品については定額法によっております。

なお、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④環境対策引当金

保管するPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

③未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

②ヘッジ会計の方法

(Ⅰ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(Ⅱ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(Ⅲ) ヘッジ方針

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。

(Ⅳ) ヘッジ有効性評価の方法

全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

表示方法の変更

営業外電子記録債務の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、電子記録債務（前連結会計年度527百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、営業外電子記録債務（当連結会計年度966百万円）として表示しております。

為替差損の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外費用のその他（前連結会計年度10百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、為替差損（当連結会計年度21百万円）として表示しております。

追加情報

1. 当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会決議に基づいて、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、グループ従業員持株会の活性化を進めることを目的として、「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入致しました。

本制度は、「東京鐵鋼従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての当社グループ社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定し、持株会信託は以後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得しました。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度135百万円、344千株、当連結会計年度96百万円、246千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度124百万円、当連結会計年度84百万円

2. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	4,265百万円
機械装置及び運搬具	10,922百万円
土地	10,047百万円
合計	25,235百万円

担保に係る債務の金額

1年内償還予定の社債	120百万円
1年内返済予定の長期借入金	216百万円
社債	320百万円
長期借入金	2,837百万円
合計	3,493百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 51,949百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,326百万円

4. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 2,898$ 百万円

5. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の実行性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	13,000百万円
借入実行残高	2,010百万円
差引額	10,990百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 46,826,528株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	373百万円	8円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金支払額2百万円を含んでおります。

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	93百万円	2円	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金支払額0百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	233百万円	5円	平成29年3月31日	平成29年6月7日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金支払額1百万円を含んでおります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、営業外電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は主に設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。また、長期借入金には、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	8,915	8,915	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,961	4,961	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,790	1,790	-
(4) 支払手形及び買掛金	(4,518)	(4,518)	-
(5) 電子記録債務	(116)	(116)	-
(6) 営業外電子記録債務	(966)	(966)	-
(7) 社債	(440)	(444)	4
(8) 長期借入金	(3,737)	(3,738)	0
(9) デリバティブ取引	-	-	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、並びに(6) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債には1年内償還予定も含めております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定も含めております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額125百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	807円54銭
1株当たり当期純利益金額	7円81銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

東京鐵鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 田 島 祥 朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 根 義 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京鐵鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,649	流動負債	9,077
現金及び預金	5,444	支払手形	1,389
受取手形	55	電子記録債権	74
掛金	4,637	営業外電子記録債権	957
商品及び製品	5,227	買掛金	2,926
原材料及び貯蔵品	1,632	1年内償還予定の社債	120
前払費用	96	1年内返済予定の長期借入金	516
繰延税金資産	240	リース負債	82
未収入金	61	未払費用	1,601
未収還付税金	401	賞与引当金	368
未収消費税	522	役員賞与引当金	269
その他	330	環境対策引当金	13
固定資産	31,551	預り金	157
有形固定資産	27,136	設備関係支払手形	26
建物	3,882	固定負債	565
構築物	499	社債	7
機械及び装置	10,922	長期借入金	6,543
車両運搬具	1	リース負債	320
工具、器具及び備品	677	退職給付引当金	3,221
土地	10,070	環境対策引当金	311
リース資産	341	退職給付引当金	1,365
建設仮勘定	741	環境対策引当金	324
無形固定資産	92	資産除去負債	70
ソフトウェア	33	再評価に係る繰延税金負債	516
その他	58	その他	412
投資その他の資産	4,322	負債合計	15,621
投資有価証券	1,883	純資産の部	
関係会社株	1,151	株主資本	32,902
出資金	7	資本剰余金	5,839
長期前払費用	166	資本準備金	547
前払年金費用	40	その他の資本剰余金	0
繰延税金資産	879	利益剰余金	26,680
敷金及び保証金	189	利益準備金	495
その他	28	その他の利益剰余金	26,185
貸倒引当金	△22	繰越利益剰余金	26,185
資産合計	50,201	自己株式	△166
		評価・換算差額等	1,677
		その他有価証券評価差額金	497
		土地再評価差額金	1,180
		純資産合計	34,580
		負債純資産合計	50,201

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上									41,148
売上	上	原							35,751
販売費	及	び	一	般	管	理	費		5,396
営業	業	損							5,736
営業	外	収							△339
受取	取	利						3	
受取	取	配						947	
受取	取	賃						111	
仕入	入	割						49	
雑収		収						92	1,205
営業	外	費							
支払	払	利						38	
売上	上	割						127	
支払	手	数						1	
賃貸	設	備						26	
賃貸	設	備						21	
雑経		損						5	220
特別		常							646
特別	利	益							
固定	資	産						0	
国庫	補	助						22	23
特別	損	失							
投資	有	価						57	
固定	資	産						195	
固定	資	産						11	
減損	損	損						1	
その他								0	266
税引	前	当							402
法人	税、	住						30	
法人	税	民						△448	
法人	税	税						39	△378
当	期	純							781

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,839	547	0	547
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	5,839	547	0	547

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他	利 益 剰 余 金 合 計		
繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	448	25,918	26,366	△203	32,551
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	46	△513	△466		△466
当 期 純 利 益		781	781		781
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分				38	38
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	46	267	314	36	351
当 期 末 残 高	495	26,185	26,680	△166	32,902

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	287	1,180	1,468	34,019
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△466
当 期 純 利 益				781
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				38
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	209	-	209	209
当 期 変 動 額 合 計	209	-	209	560
当 期 末 残 高	497	1,180	1,677	34,580

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、 商 品、 原 材 料……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯 蔵 品……………主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建 物……………定率法によっております。

なお、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

構 築 物 ・ 車 両 運 搬 具……………定率法によっております。

機 械 及 び 装 置 ・ 工 具、 器 具 及 び 備 品……………定額法及び定率法によっております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、発生した事業年度で一括費用処理しております。
- (5) 環境対策引当金……………保管するPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針……………デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。

- (2) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	3,849百万円
構築物	416百万円
機械及び装置	10,922百万円
土地	10,047百万円
合計	25,235百万円

担保に係る債務の金額

1年内償還予定の社債	120百万円
1年内返済予定の長期借入金	216百万円
社債	320百万円
長期借入金	2,837百万円
合計	3,493百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,790百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,326百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	826百万円
短期金銭債務	644百万円
長期金銭債務	8百万円

5. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

取締役に対する長期金銭債務 (役員退職慰労金打切支給未払分)	376百万円
-----------------------------------	--------

6. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

- ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 2,898$ 百万円

7. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の実行性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	13,000百万円
借入実行残高	2,010百万円
差引額	10,990百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	4,631百万円
	仕入高	6,918百万円
営業取引以外の取引による取引高		120百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	397,628株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳	
棚卸資産	97百万円
賞与引当金	95百万円
貸倒引当金	6百万円
退職給付引当金	416百万円
役員退職未払金	114百万円
ゴルフ会員権評価損	0百万円
厚生施設会員権評価損	5百万円
投資有価証券評価損	64百万円
投資資産評価損	2百万円
減価償却超過額	16百万円
減損損失	115百万円
環境対策引当金	147百万円
繰越欠損金	214百万円
資産除去債務	21百万円
復興特区の税額控除	445百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	1,792百万円
繰延税金負債との相殺	△209百万円
評価性引当額	△463百万円
繰延税金資産合計	1,119百万円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳	
未収還付事業税	9百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	516百万円
その他有価証券評価差額金	177百万円
資産除去債務に対応する除去費用	9百万円
その他	12百万円
繰延税金負債小計	726百万円
繰延税金資産との相殺	△209百万円
繰延税金負債合計	516百万円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	744円80銭
2. 1株当たり当期純利益金額	16円84銭

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

東京鐵鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥 朗 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 根 義 明 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店・工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

東京鐵鋼株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

深 田 恭 司 ㊟

監査等委員（社外取締役）

澤 田 和 也 ㊟

監査等委員（社外取締役）

園 部 洋 士 ㊟

監査等委員（社外取締役）

高 原 正 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年5月19日開催の取締役会において、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

28,000,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(注) 株式併合により発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次の通り変更されることとなります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2千8百万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	<p>よし はら つね ぶみ 吉 原 毎 文 (昭和22年5月15日生)</p>	<p>昭和48年5月 当社入社 昭和51年1月 営業部長 昭和56年2月 取締役営業部長就任 昭和60年2月 常務取締役営業本部長就任 昭和63年6月 代表取締役副社長就任 平成4年6月 代表取締役社長就任(現) (重要な兼職の状況) (公財)吉原育英会理事長</p>	142,143株
2	<p>かた だ たけし 形 田 猛 (昭和19年2月9日生)</p>	<p>平成6年6月 ㈱さくら銀行銀座支店長 平成9年4月 当社顧問 平成9年6月 常務取締役棒鋼販売部、購買統括部担当就任 平成14年6月 専務取締役社長補佐兼事業部門担当就任 平成19年6月 代表取締役専務取締役専務執行役員(業務執行統括)就任 平成22年6月 代表取締役副社長副社長執行役員(業務執行統括)就任 平成24年6月 取締役会長就任(現) (重要な兼職の状況) 東北ダーパー・スチール㈱代表取締役社長</p>	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	あ み ひとし 阿 見 均 (昭和27年 3月30日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成12年 4月 ネジ・加工品事業部長 平成14年 6月 取締役ネジ・加工品事業部長就任 平成22年 6月 取締役開発、グローバルプロジェクト担当常 務執行役員就任 平成24年 6月 取締役海外、開発担当上席常務執行役員就任 平成27年 6月 取締役中期経営計画、海外・開発担当上席常 務執行役員就任 (現)	7,000株
4	さくら い けん いち 櫻 井 憲 一 (昭和27年 7月18日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成13年 4月 東北棒鋼事業部長兼八戸事業所長 平成18年 6月 取締役東北棒鋼事業部長就任 平成27年 4月 取締役環境リサイクル担当上席執行役員環境 リサイクル事業部長就任 平成28年 6月 取締役環境リサイクル担当常務執行役員環境 リサイクル事業部長就任(現)	2,000株
5	まつ もと このむ 松 本 好 (昭和27年 9月23日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成10年10月 棒鋼営業部長 平成18年 7月 SCM本部長 平成19年 6月 取締役執行役員総合企画部長就任 平成24年 6月 取締役営業・購買担当上席執行役員ネジ加工 品事業部長就任 平成28年 6月 取締役営業、購買、周辺事業、OEM管理担 当常務執行役員就任 (現)	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
6	いし かわ ら つよし 石川原毅 (昭和28年4月11日生)	昭和48年8月 当社入社 平成18年7月 人事部長 平成22年7月 執行役員人事部長 平成24年6月 取締役執行役員人事部長就任 平成26年6月 取締役上席執行役員人事部長就任 平成28年6月 取締役人事、内部統制担当常務執行役員人事部長就任 平成29年1月 取締役人事、内部統制、内部監査担当常務執行役員就任(現)	8,000株
7	しば た たか お 柴田隆夫 (昭和33年9月5日生)	平成20年10月 ㈱日本総合研究所総合研究部門第一事業部部付部長 平成22年5月 当社入社 総務・経理部担当部長 平成23年7月 執行役員総務・経理部長 平成24年6月 取締役執行役員総務・経理部長就任 平成28年6月 取締役I R、総務・経理、内部監査担当上席執行役員総務・経理部長就任 平成29年1月 取締役I R、総務・経理担当上席執行役員総務・経理部長就任(現)	4,000株
8	※ た なか よし なり 田中能成 (昭和38年1月21日生)	昭和63年4月 当社入社 平成19年6月 本社棒鋼事業部本社工場長 平成22年4月 総合企画部長 平成26年7月 品質保証担当執行役員総合企画部長 平成28年7月 品質保証、関連会社担当上席執行役員総合企画部長(現)	12,000株

(注) 1. ※は新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成29年6月28日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) Webブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています。）

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	InternetExplorer® Ver. 7~9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows® Ver. 7	InternetExplorer® Ver. 8~11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	InternetExplorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows, Windows Vista, 及び Internet Explorerは、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe及びReader は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

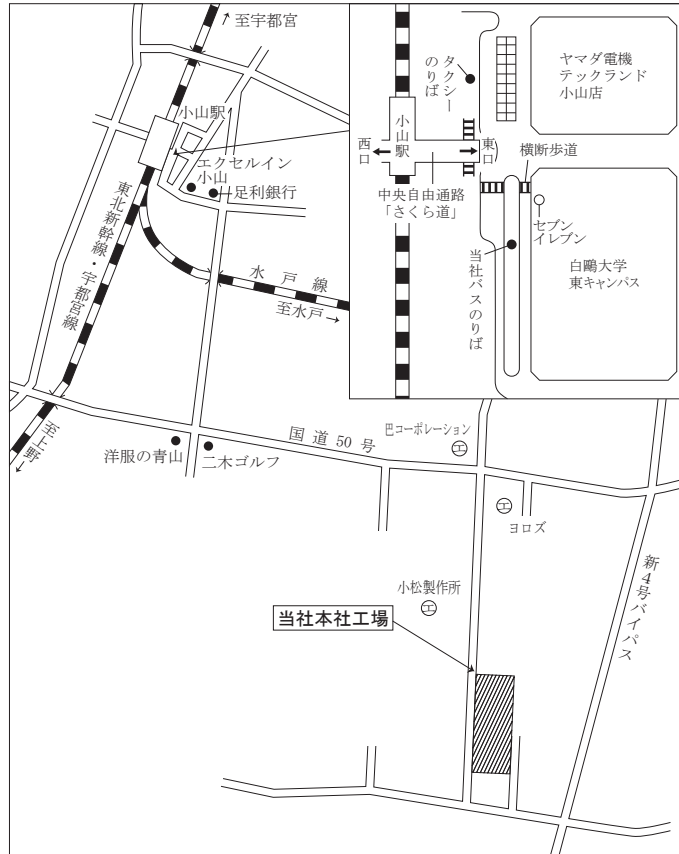
※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

東京鐵鋼株式会社

第89回定時株主總會会場ご案内図

東京鐵鋼株式会社 本社工場 4階会場
栃木県小山市横倉新田520番地
電話 0285 (27) 4411



交通：JR小山駅東口（上図参照）よりタクシー利用 約12分
なお、当日はJR小山駅東口より、専用バスを運行いたします。
（発車時刻午前9時30分）

